

〔1〕 九州産業大学大学院学則

第1章 総則

(建学の理想)

第1条 九州産業大学大学院（以下「大学院」という。）は、九州産業大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とし、建学の理想「産学一如」の実現を目指して教育・研究体制を整備している。産学一如とは、すなわち、「産」（産業界）と「学」（大学）とを連携させ、「学」を「産」に活かす教育（理論と実践の統合）を志向することである。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第1条の2 大学院は、第1条に定める本学の建学の理想のもと、広く産業界の期待に応えられる“実践力”“熱意”“豊かな人間性”を持った人材を輩出すべく、深い教養に裏打ちされたグローバル化に対応できる心身共に健全な人間教育の実践に努めている。

2 大学院各研究科又は専攻における人材養成に関する目的およびその他の教育研究上の目的は、別表甲に定める。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

3 本学は、第1項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 課程

(課程)

第3条 大学院に、修業年限を2年とする博士前期課程及び修業年限を3年とする博士後期課程を置く。

2 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(情報の公表)

第3条の2 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

(1) 本学の教育研究上の目的に関すること。

(2) 教育研究上の基本組織に関すること。

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

(4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。

(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

(8) 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること。

(9) 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

2 本学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するものとする。

3 第一項の規定による情報の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用により広く周知を図るものとする。

第3条の3 削除

(研究科及び専攻)

第4条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

経済・ビジネス研究科	経済学専攻	博士前期課程
	現代ビジネス専攻	博士前期課程
	経済・ビジネス専攻	博士後期課程
工学研究科	産業技術デザイン専攻	博士前期課程
	産業技術デザイン専攻	博士後期課程
芸術研究科	造形表現専攻	博士前期課程
	造形表現専攻	博士後期課程
国際文化研究科	国際文化専攻	博士前期課程
	国際文化専攻	博士後期課程
情報科学研究科	情報科学専攻	博士前期課程
	情報科学専攻	博士後期課程

第3章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第5条 大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済・ビジネス研究科	経済学専攻	7	14	—	—
	現代ビジネス専攻	20	40	—	—
	経済・ビジネス専攻	—	—	5	15
工学研究科	産業技術デザイン専攻	35	70	4	12
芸術研究科	造形表現専攻	14	28	6	18
国際文化研究科	国際文化専攻	15	30	5	15
情報科学研究科	情報科学専攻	20	40	4	12

第4章 修業年限、在学年限、学年、授業期間、学期及び休業日

(修業年限)

第6条 大学院における各課程の修業年限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年

(長期にわたる教育課程の履修)

第6条の2 大学院は、前条の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修」という。）を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第7条 学生は、原則として、次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

- (1) 博士前期課程 4年
- (2) 博士後期課程 6年

2 前項の規定にかかわらず、編入学又は再入学を許可された学生は、原則として、入学した課程の修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(1年間の授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から 9月15日まで

後学期 9月16日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項に定める学期の開始日と終了日を臨時に変更することができる。

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 春季休業 4月1日から 4月6日まで
- (5) 夏季休業 7月28日から 9月15日まで
- (6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要がある場合には休業日を臨時に変更ことができ、また、臨時の休業日を定めることができる。

第5章 教育方法及び課程修了

(授業及び研究指導)

第12条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文又は特定の課題についての研究等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第13条 研究科における授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

(単位の算出基準)

第13条の2 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して、単位数を定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文、特定の課題についての研究の成果等については、これらの学修の成果を評価して単位数を定めることができるものとする。

(履修方法等の特例)

第14条 学長が教育上有益と認めるときは、大学院の定めるところにより、学生に他の大学院又は学部の授業科目を履修させることができる。

- 2 学長は、前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位について、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で、10単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 学長が教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 4 学長が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で、10単位を超えない範囲で、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 大学院は、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目修了の認定)

第15条 授業科目修了の認定は、試験等により行う。

- 2 病気その他やむを得ない事由のために試験を受けなかった者については、追試験を行うことがある。
- 3 学長は、試験の方法について、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上でこれを定める。

(成績)

第16条 試験の成績は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 合格した授業科目には所定の単位を与える。
- 3 成績の表示は、次表により行う。

種別 \ 区分	100点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下
成績証明書上の表示	優	良	可	不可(表示せず)
学生への成績表示	合			否

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第16条の2 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(課程修了の要件)

第17条 博士前期課程の修了の要件は、2年以上在学して、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、特に優れた業績を上げたと認められた者の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文の審査に代えることができる。
- 3 博士後期課程の修了の要件は、3年以上在学して、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、特に優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間については、1年(第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者は、2年)以上在学すれば足りるものとする。
- 4 工学研究科及び芸術研究科においては、前項の学位論文に研究指導教員の指導により作品を加えることができるものとする。
- 5 第1項のただし書及び第3項に規定する「特に優れた業績を上げたと認められた者」及び「特に優れた研究業績を上げたと認められた者」に係る認定方法は、別に定める。

第6章 学位及びその授与

(学位の授与)

第18条 修士又は博士の学位は、前条に規定する課程修了の要件を満たした者に対して、研究科教授会又は研究科委員会の意見を聴取した上で学長がこれを授与する。

- 2 博士後期課程の修了の要件を満たさない者で、独創的研究に基づく学位論文を提出して学位論文の審査と試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と高度の研究能力を有する者と認められたときは、研究科教授会の意見を聴取した上で、学長が博士の学位を授与することがある。
- 3 学位の授与については、別に定める。

第7章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第19条 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 大学院の研究科において、所要資格を取得できる専修免許状の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科の名称		免許状及び免許教科の種類	
		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
経済・ビジネス 研究科	経済学専攻	社会	公民、商業
	現代ビジネス専攻	社会	公民、商業
工学研究科	産業技術デザイン専攻	数学、理科	数学、理科、工業
芸術研究科	造形表現専攻	美術	美術
国際文化研究科	国際文化専攻	国語、英語、社会	国語、英語、 地理歴史、公民
情報科学研究科	情報科学専攻		情報

3 前項の所要資格を得るための授業科目の履修及び単位の修得方法については、別に定める。

第8章 入学、編入学及び再入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 学長は前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(博士前期課程の入学資格)

第21条 博士前期課程に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において個別の入学資格審査により認められた者

2 前項第8号に規定する「個別の入学資格審査」に係る認定方法は、別に定める。

(博士後期課程の入学資格)

第22条 博士後期課程に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第104条第1項に定める修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学院において個別の入学資格審査により認められた者

2 前項第6号に規定する「個別の入学資格審査」に係る認定方法は、別に定める。

(出願手続)

第23条 大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に別表第2に掲げる入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第24条 入学は、学力検査等によって決定する。

2 入学者の選抜方法は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第25条 入学者の選抜に基づき合格通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書、保証書及びその他の書類を提出するとともに、別表第2に掲げる入学金及び修学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第26条 学長は、大学院に編入学を志願する者の選考について博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で、編入学を許可することがある。

2 大学院に編入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学院の修了者、退学者又は除籍者

(2) 他の大学院の修了者又は退学者

3 編入学の選抜方法及び編入学年次等の必要な事項は別に定める。

4 学長は、編入学を許可された者の既に修得した単位の認定その他については、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上でこれを決定する。

5 編入学を許可された者の納付金及び手数料については、九州産業大学納付金及び手数料に関する規程に定めるところによる。

(再入学)

第27条 学長は、大学院の退学者又は除籍者が再入学を願い出たときは、第32条第1号により除籍された者を除き、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で、再入学を許可することがある。

2 再入学を許可された者の既に修得した単位の認定その他については、学長が、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で決定する。

3 再入学を願い出る者は、別表第2に掲げる再入学選考料を納付しなければならない。

第9章 休学、復学、長期欠席、退学、除籍及び他大学受験**(休学)**

第28条 休学しようとする者は、その理由を付した保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、次のとおりとする。

(1) 前学期休学 前学期全期間の休学

(2) 後学期休学 後学期全期間の休学

(3) 通年休学 4月1日から翌年3月31日までの休学

3 休学期間は、博士前期課程においては通算して2年、博士後期課程においては通算して3年を超えることはできない。

4 休学期間は、第7条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第29条 休学を許可された者は、休学期間満了を以って復学するものとする。

2 復学の時期は、学年の前学期又は後学期の始めとする。なお、通年休学を許可された者において、前学期末までに休学の事由が消滅したときは、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を得て後学期始めの復学を認めることがある。

(長期欠席)

第30条 病気又はやむを得ない事由により、1カ月以上で休学期間に満たない欠席をしようとする者は、その事由を付した保証人連署の長期欠席届を研究科長に提出しなければならない。

2 1カ月に満たない欠席の場合は、当該授業科目担当教員に届け出なければならない。

3 長期欠席の期間は、第7条に規定する在学期間に算入する。

(退学)

第31条 退学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第32条 学長は、次の各号の一に該当する者を、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で除籍する。

- (1) 第7条に規定する在学年限を超える者
- (2) 修学費を納付しない者
- (3) 理由なく履修届の提出等在籍に要する手続きを履行しない者

(他大学受験)

第33条 学生が、他の大学院の受験を出願するときは、他大学受験許可願を提出しなければならない。

第10章 賞罰

(表彰)

第34条 学生として、特に表彰に価する行為のあった者を、所定の手続きを経て、表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第35条 学長は、本学の諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、所定の手続きを経て、懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 修学費、受講料等及び手数料

(修学費等)

第36条 大学院の学生は、指定された期日までに、別表第2に掲げる修学費を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて受講料等及び手数料を納付するものとする。

(休学中の修学費)

第37条 休学を許可された者については、修学費のうち授業料を免除する。

(修学費の督促)

第38条 所定の期日までに修学費を納付しない者には督促し、納付しない場合は登学を停止する。登学停止後、なお納付しないときは、第32条の規定に基づき、除籍する。

(納付金等の返付)

第39条 納付金等の返付の取り扱いについては、九州産業大学納付金及び手数料に関する規程の定めるところによる。

第12章 教員組織

(教員組織)

第40条 大学院の教員組織は、次の各号の教員をもって構成する。

- (1) 博士後期課程の研究指導教員（研究指導及び講義担当適格者）
 - (2) 博士後期課程の研究指導補助教員（研究指導の補助並びに講義（及び実験）担当適格者）
 - (3) 博士前期課程の研究指導教員（研究指導及び講義担当適格者）
 - (4) 博士前期課程の研究指導補助教員（研究指導の補助並びに講義（及び実験）担当適格者）
- 2 大学院の教育研究上必要に応じて、専任教員を置くことができる。

第13章 運営組織

(学長、副学長、研究科長及び専攻主任)

第41条 本学に学長及び副学長を置き、各研究科に研究科長を置く。

- (1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、大学を代表する。

- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 研究科長は学長を助け、研究科に関する校務をつかさどる。
- 2 複数の専攻を有する研究科においては、専攻主任を置くことができる。
- (1) 専攻主任は研究科長を補佐し、専攻の所管する事項をつかさどる。
- 3 研究科長及び専攻主任の選出については、別に定める。

(研究科教授会)

第42条 各研究科に、研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会は、当該研究科博士後期課程の研究指導教員をもって構成する。
- 3 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 博士の学位論文の審査及び学位の授与並びに最終試験又は試験に関する事項
 - (2) 博士後期課程の入学試験に関する事項
 - (3) 研究科の教育課程に関する事項
 - (4) 博士後期課程学生に対する教育研究に関する事項
 - (5) 博士後期課程学生の入学、退学、休学、復学、その他身分の得失及び課程の修了に関する事項
 - (6) 博士後期課程学生の厚生及び賞罰に関する事項
 - (7) 博士後期課程学生の就職に関する事項
 - (8) 研究科長候補者の選出に関する事項
 - (9) 博士後期課程を担当する教員の資格審査に関する事項
- 4 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 研究科教授会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第43条 各研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、当該研究科博士前期課程の研究指導教員をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 修士の学位論文又は作品の審査及び学位の授与並びに最終試験に関する事項
 - (2) 博士前期課程の入学試験に関する事項
 - (3) 博士前期課程学生に対する教育研究に関する事項
 - (4) 博士前期課程学生の入学、退学、休学、復学、その他身分の得失及び課程の修了に関する事項
 - (5) 博士前期課程学生の厚生及び賞罰に関する事項
 - (6) 博士前期課程学生の就職に関する事項
 - (7) 専攻主任候補者の選出に関する事項
 - (8) 博士前期課程を担当する教員の資格審査に関する事項
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 研究科委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科長会議)

第44条 大学院に、研究科長会議を置く。

- 2 研究科長会議は、学長、副学長及び各研究科長をもって構成する。
- 3 研究科長会議は、次の事項を協議する。
 - (1) 各研究科間において連絡調整を要する事項
 - (2) 大学院学則、その他諸規則の制定改廃に関して大学院協議会に付議する原案の作成に関すること
 - (3) 大学院を担当する教員の選考に関して、大学院協議会に付議する原案の調整に関する事項
 - (4) 大学院全般に関する企画及び運営に関する事項
 - (5) その他学長が必要と認めた事項
- 4 研究科長会議の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(大学院協議会)

第45条 大学院に、大学院協議会を置く。

2 大学院協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各研究科長
- (4) 各博士後期課程の研究指導教員のうちから選出された2名
- (5) 事務局長

3 大学院協議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 大学院学則その他大学院の重要な諸規則の制定改廃に関する事項
- (2) 研究科、専攻及び研究所の設置又は廃止に関する事項
- (3) 各研究科長の選出に関する事項
- (4) 大学院を担当する教員の選考及び資格審査規程等に関する事項
- (5) 入学試験に関する事項
- (6) 学生の厚生及び賞罰に関する事項
- (7) 国際交流に関する事項
- (8) 大学院の行事に関する事項
- (9) その他大学院運営に関する重要事項で学長が必要と認めた事項

4 大学院協議会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 図書館及び附属施設**(図書館)**

第46条 本学に附属図書館を設ける。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第46条の2 大学院に次の附属施設を置く。

臨床心理センター

2 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 研究生及び科目等履修生**(研究生)**

第47条 学長は、修士又は博士の学位を取得した者若しくはこれと同等以上の学力があると認められた者が、研究指導教員の指導の下に特定の事項について研究を志願した場合の選考について博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で、研究生として許可することがある。

2 前項の場合において、学位を他の大学院で取得した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者については、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

3 研究生は、別に定める納付金及び手数料を納付しなければならない。

4 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第48条 学長は、大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者の選考について博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で、在学生の学修に妨げのない限り科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生を出願できる者は、第21条の規定による入学資格を有する者に限る。

3 科目等履修生の単位認定については、第15条及び第16条の規定による。

4 科目等履修生は、別に定める選考料及び科目受講料を納付しなければならない。

5 その他科目等履修生の出願に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生の期間)

第49条 科目等履修生を許可する期間は、通年又は前学期若しくは後学期とする。ただし、その都度願い出により継続することができる。

(規則の遵守)

第50条 研究生及び科目等履修生は、本学が定める諸規則を遵守しなければならない。

第16章 厚生、保健及び奨学制度

(厚生、保健及び奨学制度)

第51条 厚生、保健及び奨学制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本学則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、昭和49年4月1日芸術研究科増設に伴い、これを改正施行する。
- 3 本学則は、昭和50年4月1日経済学研究科経済学専攻、工学研究科建築学専攻増設に伴い、これを改正施行する。
- 4 本学則は、昭和51年4月1日からこれを改正施行する。
- 5 本学則は、昭和52年4月1日工学研究科の授業科目の名称変更に伴い、これを改正施行する。
- 6 本学則は、昭和53年4月1日工学研究科の授業科目の増設及び単位増に伴い、これを改正施行する。
- 7 本学則は、昭和54年4月1日工学研究科の一部授業科目の名称及び単位変更に伴い、これを改正施行する。
- 8 本学則は、昭和55年4月1日から工学研究科の授業科目の名称変更に伴い、これを改正施行する。
- 9 本学則は、昭和56年4月1日から工学研究科の授業科目の増設及び芸術研究科の単位変更に伴い、これを改正施行する。
- 10 本学則は、昭和57年4月1日から工学研究科の授業科目の新設に伴い、これを改正施行する。
- 11 本学則は、昭和58年4月1日から経済学研究科及び工学研究科の授業科目の変更等に伴い、これを改正施行する。
- 12 本学則は、昭和60年4月1日から工学研究科建築学専攻の授業科目の変更、芸術研究科の授業科目の変更及び新設に伴い、これを改正施行する。
- 13 本学則は、昭和61年4月1日から経済学研究科経済学専攻の授業科目の新設に伴い、これを改正施行する。
- 14 本学則は、昭和62年4月1日から経済学研究科の授業科目の新設及び学則第23条の一部改正に伴い、これを改正施行する。
- 15 本学則は、昭和63年4月1日から芸術研究科の授業科目の新設及び単位変更に伴い、これを改正施行する。
- 16 本学則は、平成元年4月1日から経済学研究科の授業科目の新設及び工学研究科の授業科目の新設・変更及び単位変更に伴い、これを改正施行する。
- 17 本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第12条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第17条及び第33条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第12条及び第33条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条及び第36条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅲ.1及び第36条第1項別表第2(3)の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ.1、Ⅱ.1及びⅢ.1 2(1)の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ.1、Ⅱ.1、Ⅴ.1 2(1)の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ.1 2(1)、Ⅱ.1、Ⅴ.1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ.1 2(1)、Ⅱ.1、Ⅲ.1 2(1)、Ⅴ.1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ.1、Ⅱ.1、Ⅲ.1、Ⅴ.1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ.1、Ⅲ.1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月25日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学則第13条別表第1Ⅱ.1の規定は、平成14年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第13条別表第1、第14条、第15条、第17条、第18条、第21条、第22条、第26条、第27条、第28条、第32条、第35条、第40条及び第42条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 国際文化研究科国際文化専攻博士課程は、平成16年4月1日から学生募集を停止し、当該在学生の修了をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第6条の2、第13条別表第1Ⅰ～Ⅴ、及び第17条の規

定の適用については、なお従前の例による。

- 改正後の学則第13条別表第1.VIは、平成16年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第19条第2項の規定の適用については、平成17年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成18年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1 I～Ⅲの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成19年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1 II、IV、VIの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成20年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第4条、第5条、第13条別表第1、第17条、第19条及び第36条別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。
- 経済学研究科、商学研究科及び経営学研究科は、平成21年4月1日から学生募集を停止し、当該学生の修了を待って廃止する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成21年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1 IV、Vの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成22年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第4条、第5条、第13条別表第1、第17条及び第19条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 改正後の学則第13条別表第1 I 経済・ビジネス研究科博士前期課程については、平成22年度入学生から適用する。
- 工学研究科機械工学専攻、電気工学専攻、工業化学専攻、土木工学専攻、建築学専攻、生産システム工学専攻及び社会開発・環境システム工学専攻は、平成23年4月1日から学生募集を停止し、当該在学生の修了を待って廃止する。

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成23年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第4条、第5条、第13条別表第1及び第19条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 芸術研究科博士前期課程美術専攻、デザイン専攻及び写真専攻は、平成24年4月1日から学生募集を停止し、当該在学生の修了を待って廃止する。
- 改正後の学則第26条の規定については、平成24年度志願者から適用する。

附 則

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 平成24年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1 I及び第19条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 改正後の学則第25条別表第2(2)「入学金」の規定については、平成25年度入学者から適用する。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第36条別表第2(3)「修学費」の規定については、平成26年度入学生から適用する。

- 3 平成25年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1及び第36条別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 平成25年度以前に入学した学生が、所定の修業年限在学して、所定の単位を修得後、学位論文を提出するため引き続き在学を願い出たときは、改正後の学則第13条別表第1及び第36条別表第2の規定を適用することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅳ及び第19条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅳ及び第19条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅱ、Ⅳ、第19条及び第36条別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅱ及びⅣの規定の適用については、なお従前の例による。